

## 名古屋市国民保護計画素案の修正一覧

## 1 名古屋市国民保護協議会の審議等に基づく修正

## (1) 第2回名古屋市国民保護協議会の審議等に基づく修正

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
8	1	4			<p>6 関係機関相互の連携の確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市国民保護計画に定める措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との相互の連携体制を整備するよう努める。</p>	8
95	3	5	5	<p>(2) 避難手段</p> <p>②避難中継場所からのバスによる避難住民の運送は、高齢者、障害者等、自力避難が困難な者を優先して行う。ただし、鉄道駅等までの距離が遠い地区については、避難中継場所を複数設置し、……運送する。</p>	<p>(2) 避難手段</p> <p>②避難中継場所からのバスによる避難住民の運送は、高齢者、障害者等、自力避難が困難な者を優先して行う。</p> <p>③<del>ただし</del>鉄道駅等及び要避難地域外までの距離が遠い地区については、避難中継場所を複数設置し、……運送する。</p>	105
				<p>(4) 避難中継場所</p> <p>自力避難が可能な者のための避難中継場所は、原則として、鉄道駅等及び要避難地域外から一定の距離内には設置しない。</p>	削除	105
96	3	5	5	<p>(5) 市職員等の配置</p> <p>①避難住民の誘導のため、鉄道駅等に市職員を、避難中継場所に市職員及び消防団員を配置するとともに、避難経路に、……市職員又は消防団員を配置する。</p> <p>②住民に対して……、学区単位に、市職員及び消防団員で構成する伝達班を配置する。</p> <p>③自力避難が困難な者を、鉄道駅等、避難中継場所等まで運送するため、区単位に、市バスによる巡回班を配置する。巡回班は、……努める。</p>	<p>(5) 市職員等の配置</p> <p>②①住民に対して……、学区単位に、市職員及び消防団員で構成する伝達班を配置する。</p> <p>②②自力避難が困難な者を、鉄道駅等、避難中継場所等まで運送するため、区単位に、市バスによる巡回班を配置する。巡回班は、……努める。</p> <p>③③避難住民の誘導のため、鉄道駅等に市職員を、避難中継場所に市職員及び消防団員を配置するとともに、避難経路に、……市職員又は消防団員を配置する。</p>	105
108	3	6	1	<p>(3) 救援の程度及び方法の基準</p> <p>②救援の程度及び方法の基準に定められている基準では、必要な救援が実施できないと認めるとき、市長は、救援の種類別に必要な事項を整理したうえ、県知事を通じて、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>(3) 救援の程度及び方法の基準</p> <p>②救援の程度及び方法の基準に定められている基準では、必要な救援が実施できないと認めるとき、市長は、救援の種類別に必要な事項を整理したうえ、<del>県知事を通じて</del>厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。</p>	117

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
111	3	6	4	<p>(3) 特定物資の保管</p> <p>市長は、救援の実施にあたり、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当するため、特定物資の確保に緊急の必要があると認める場合、確保しなくてはならない特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対して、取り扱う特定物資の保管を命ずる。</p>	<p>(3) 特定物資の保管</p> <p>市長は、救援の実施にあたり、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当するため、特定物資の確保に緊急の必要があると認める場合、確保しなくてはならない特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対して、取り扱う特定物資の保管を命ずる。<u>その際、特定物資の状況に応じて、(1)に記載する物資の売渡しの要請を行う。</u></p>	121
123	3	6	11	<p>(1) 医療の提供</p> <p>⑥医療救護班の配置</p> <p>市は、鉄道駅等、避難中継場所、避難受入中継場所、長期避難住宅を除く受入避難施設に医療救護班を配置して医療を提供する。</p>	<p>(1) 医療の提供</p> <p>⑥医療救護班の配置</p> <p>市は、<del>鉄道駅等、避難中継場所、</del>避難受入中継場所、長期避難住宅を除く受入避難施設に医療救護班を配置して医療を提供する。</p>	132
130	3	6	15	<p>(1) 対象者</p> <p>①遺族が武力攻撃災害の被災者であり、<u>自力で火葬できない</u>として、その遺族から火葬の要請があった場合。</p>	<p>(1) 対象者</p> <p>①遺族が武力攻撃災害の被災者であり、<u>必要な手続等を行えない</u>として、その遺族から火葬の要請があった場合。</p>	139
134	3	6	18	<p>(6) 県知事への応援の求め</p> <p>(3)で把握した児童及び生徒のうち、市において就学できる学校がない者について、市長は、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、その者の就学及びその者への学用品の給与について、応援を求める。</p>	<p>(6) <del>県知事</del>への応援の求め</p> <p>(3)で把握した児童及び生徒のうち、<u>聾学校や盲学校等</u>、市において就学できる学校がない者について、市長は、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、<del>その者の就学及び</del>その者への学用品の給与について、応援を求める<u>とともに、市教育委員会は、県教育委員会に対し、その者の就学について応援を求める。</u></p>	143

(2) 第3回名古屋市国民保護協議会の審議等に基づく修正

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
6	1	4	2		<p>(3) 共助に関する取組みへの支援</p> <p>市は、国民保護措置に関する住民相互の自発的な取り組みに対し、必要な情報を提供するなどの支援に努める。</p>	6
40	2	6	1	<p>(4) 研修機関における研修の活用</p> <p>国民保護措置に対して知見を有する市職員を育成するため、市以外の研修機関が実施する研修課程を有効に活用するなど、市職員の研修機会の確保に努める。</p>	<p>(4) 留意事項</p> <p>① 国民保護措置に対して知見を有する市職員を育成するため、市以外の研修機関が実施する研修課程を有効に活用するなど、市職員の研修機会の確保に努める。</p> <p>② 国民保護措置においては、避難住民の誘導時における住民の混乱、避難生活の長期化などが予想されることから、混乱の防止やストレス対策など、心のケアに必要な知識等についての研修の機会の確保に努める。</p>	49
65	2	13	2		<p>(3) 共助に関する取組みについての啓発</p> <p>国民保護措置に関する啓発を行うにあたり、市は、武力攻撃事態等における住民の混乱を防止するといった視点を含め、武力攻撃事態等における住民相互の助け合いの必要性についても合わせて啓発するよう努める。</p>	73
139	3	7	1	<p>(4) 安否情報の収集・整理方法の考え方</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>	<p>(4) 安否情報の収集・整理方法の考え方</p> <p>① (愛知県との事前相談により追加)</p> <p>② 市は、やむを得ない事情がある場合、①の記載に関わらず、市が認める様式により安否情報を収集できる。</p> <p>(以下①から④までを③から⑥に2つずつ繰り下げる。)</p>	148
145	3	7	3	<p>(2) 安否情報の照会に対する回答</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>	<p>(2) 安否情報の照会に対する回答</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③ 市は、事態が急迫しているなど、①及び②の記載に基づく様式による回答が困難な場合、口頭、電話その他の方法により安否情報を回答することができる。</p> <p>(以下③及び④を③及び⑤に1つずつ繰り下げる。)</p>	154

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
152	3	8	6	(3) 占有者等が指示に従わない場合の措置 本項(1)の定めにより指示された占有者等が、指示どおり必要な措置を行わない場合、市長は、必要に応じて、行政代執行法第3条第3項の規定に基づき代執行を行うか、又は本節第7項に定める応急公用負担に基づく措置を行う。	(3) 占有者等が指示に従わない場合の措置 本項(1)の定めにより指示された占有者等が、指示どおり必要な措置を行わない場合、市長は、必要に応じて、 <del>行政代執行法第3条第3項の規定に基づき代執行を行うか、又は本節第7項に定める</del> 応急公用負担に基づく措置を行う。	161

## 2 パブリックコメントの実施結果に基づく修正

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
—	—	—	—		前書の追加(別添「はじめに」参照)	—
8	1	4	6	6 指定公共機関等の自主性の尊重等 (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、各機関が、武力攻撃事態等の現状等に即して、自主的に判断するものであることに留意する。	67 指定公共機関等の自主性の尊重等 (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、各機関が、武力攻撃事態等の現状等に即して、自主的に判断するものであることに留意する。 <u>また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</u>	8
41	2	6	1	(4) 研修機関における研修の活用 国民保護措置に対して知見を有する市職員を育成するため、市以外の研修機関が実施する研修課程を有効に活用するなど、市職員の研修機会の確保に努める。	(4) 留意事項 ① 国民保護措置に対して知見を有する市職員を育成するため、市以外の研修機関が実施する研修課程を有効に活用するなど、市職員の研修機会の確保に努める。 ② (国民保護協議会の審議等に基づく修正) ③ 研修の実施にあたっては、国民保護法第9条第2項の規定を踏まえ、国際人道法の的確な実施に関する啓発等に配慮する。	49

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
104	3	5	13	<p>(1) 自力避難が可能な住民の誘導</p> <p>① ：</p> <p>⑤③及び④について、武力攻撃事態等の現状及び予測から、帰宅及び保護者への引き渡しが困難な場合、学校単位で、その学校の複数の教職員が、最寄りの鉄道駅又は避難中継場所若しくは要避難地域外のうち、最も近い場所に児童及び生徒を誘導する。その際、……報告する。</p>	<p>(1) 自力避難が可能な住民の誘導</p> <p>① ：</p> <p>⑤③及び④について、武力攻撃事態等の現状及び予測から、帰宅及び保護者への引き渡しが困難な場合、学校単位で、<b>原則として</b>、その学校の複数の教職員が、最寄りの鉄道駅又は避難中継場所若しくは要避難地域外のうち、最も近い場所に児童及び生徒を誘導する。その際、……報告する。</p>	113

### 3 県との事前相談に基づく修正

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁																		
8 (再掲)	1	4			<p><b>6 関係機関相互の連携の確保</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市国民保護計画に定める措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との相互の連携体制を整備するよう努める。</p>	8																		
14	1	5	2	<p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">中部管区警察局</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第四管区海上保安本部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> </table>	中部管区警察局	⋮	大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)	⋮	第四管区海上保安本部	⋮	<p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">中部管区警察局</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第四管区海上保安本部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"><b>中部地方環境事務所</b></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⋮</td></tr> </table>	中部管区警察局	⋮	大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)	⋮	第四管区海上保安本部	⋮	<b>中部地方環境事務所</b>	⋮	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供	⋮	2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	⋮	15
中部管区警察局																								
⋮																								
大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)																								
⋮																								
第四管区海上保安本部																								
⋮																								
中部管区警察局																								
⋮																								
大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)																								
⋮																								
第四管区海上保安本部																								
⋮																								
<b>中部地方環境事務所</b>																								
⋮																								
1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供																								
⋮																								
2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集																								
⋮																								

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁																						
15	1	6			市の地理的、社会的特徴(【資料1】参照)	16																						
27	2	1	2	<p>(3) 事態別の体制</p> <p>②市長は、国が武力攻撃事態等対策本部を設置した場合、<u>市域内で発生した災害に対する国の武力攻撃事態等の認定(以下「事態認定」という。)</u>に基づき、以下の表の区分により必要な体制を確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市域内における災害の発生</th> <th>左の災害に対する事態認定</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>準備体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有</td> <td>無</td> <td>警戒体制</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>実施体制</td> </tr> </tbody> </table>	市域内における災害の発生	左の災害に対する事態認定	体制	無	—	準備体制	有	無	警戒体制	有	実施体制	<p>(3) 事態別の体制</p> <p>②市長は、国が武力攻撃事態等対策本部を設置した場合、<u>国の武力攻撃事態等の認定(以下「事態認定」という。)</u>の前提となった<u>事実</u>に、<u>市域内で発生した災害が該当するか否か</u>に基づき、以下の表の区分により必要な体制を確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市域内における災害の発生</th> <th>事態認定の前提</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>準備体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有</td> <td>非該当</td> <td>警戒体制</td> </tr> <tr> <td>該当</td> <td>実施体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 以下、同様の趣旨により、該当部分を全て修正</p>	市域内における災害の発生	事態認定の前提	体制	無	—	準備体制	有	非該当	警戒体制	該当	実施体制	35
市域内における災害の発生	左の災害に対する事態認定	体制																										
無	—	準備体制																										
有	無	警戒体制																										
	有	実施体制																										
市域内における災害の発生	事態認定の前提	体制																										
無	—	準備体制																										
有	非該当	警戒体制																										
	該当	実施体制																										
29	2	1			<p>第2章第2節第3項(3)「消防機関の連絡体制の整備」①「消防団との連携」を、第2章第1節に移動し、8「消防団の職務」として一項追加する。</p> <p><b>8 消防団の職務</b></p> <p>消防団は、国民保護措置に関して、本市の消防長又は消防署長の所轄の下で、避難住民の誘導や武力攻撃災害への対処などの役割を担うことになるため、国民保護措置に関する訓練に可能な限り参加するとともに、国民保護措置の実施に必要な事項を市とともに検討する。</p> <p>また、市も、消防団に対し、国民保護措置に関する情報を積極的に提供するとともに、国民保護措置に関する訓練に参加できるよう配慮するなど、平素より、市及び消防団相互の連携体制の整備に努める。</p>																							
31	2	2	3	<p>(3) 消防機関の連携体制の整備</p> <p>①消防団との連携</p> <p>消防団は、……、避難住民の誘導や武力攻撃災害への対処などの役割を担うことになることから、市は、……、消防団との連携体制の整備に努める。</p>		37																						

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
43	2	7	2	<p>(1) 弾道ミサイル攻撃の場合に定める事項</p> <p>……、地域を特定しない包括的な警報が発令される場合がある。国の対策本部長によりそのような避難措置の指示が行われた場合、県知事又は内閣総理大臣から避難の指示が行われる場合があるとされている。</p> <p>① : ⑥情報提供の協力 ⑦</p>	<p>(1) 弾道ミサイル攻撃の場合に定める事項</p> <p>……、地域を特定しない包括的な警報が発令される場合がある。</p> <p>国の対策本部長によりそのような避難措置の指示が行われた場合、県知事又は内閣総理大臣から避難の指示が行われる場合があるとされている。</p> <p>① : <del>⑥情報提供の協力</del> <del>⑦</del>⑥</p>	52
49	2	7	5	<p>(3) 緊急通行車両の事前届出</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、避難住民の運送を的確かつ迅速に実施するため、その運送等に必要な車両を、緊急通行車両として愛知県公安委員会に事前に届け出る。</p>	<p>(3) 緊急通行車両の事前届出</p> <p><del>市は、武力攻撃事態等において、避難住民の運送を的確かつ迅速に実施するため、その運送等に必要な車両を、緊急通行車両として愛知県公安委員会に事前に届け出る。</del></p> <p>市は、県警察が定める事前届出・確認制度に基づき、国民保護措置の実施に必要となる車両を、緊急通行車両として事前に届け出る。</p> <p>※(P. 175)「5(1)緊急通行車両の事前届出」から移動</p>	57
54	2	8	3	<p>⑥医療の実施の要請等</p> <p>《対象》医師、看護師等の医療関係者(医療機関及び医療関係団体を含む。)</p>	<p>⑥医療の実施の要請等</p> <p>《対象》医師、看護師等の医療関係者(<del>医療機関及び医療関係団体を含む。</del>)</p>	62
63	2	11	1	<p>(2) 特殊標章等の交付等</p> <p>a) 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員(消防長が交付及び使用させる者を除く。)で、……</li> <li>市長の委託により……</li> </ul>	<p>(2) 特殊標章等の交付等</p> <p>a) 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員(消防長が交付及び使用させる者を除く。)で、……</li> <li><span style="border: 1px solid black;">消防団長及び消防団員</span></li> <li>市長の委託により……</li> </ul>	71

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
67	3	1		武力攻撃事態等においては、……、 <u>事態認定がなされる前</u> に対応が必要となる場合が考えられる。そのような事態において、……、国民保護対策本部を設置するまでの体制等について定める。	武力攻撃事態等においては、……、 <u>市域内で発生した災害等が事態認定の前提とされていない場合</u> であっても対応が必要となる場合が考えられる。そのような事態において、……、国民保護対策本部を設置するまでの体制等について定める。	75
				【国民保護対策本部と他の対策本部との関係】(別添参照)		75
68	3	1	2	(1)災害が未発生の場合の対応 ②危機管理対策本部との連携 危機管理対策本部に準備体制を加え、危機管理計画に基づき必要な措置を実施する。	(1)災害が未発生の場合の対応 ②危機管理対策本部との連携 危機管理対策本部に準備体制を加え、 <u>状況に応じて</u> 、危機管理計画 <u>又は市国民保護計画</u> に基づき必要な措置を実施する。	76
68	3	1	2	(2)災害発生後の対応 ②関係する対策本部との連携 ……応じ、危機管理計画、地域防災計画、 <u>関係法令等</u> に基づき必要な措置を実施する。	(2)災害発生後の対応 ②関係する対策本部との連携 ……応じ、危機管理計画、地域防災計画、 <u>市国民保護計画等</u> に基づき必要な措置を実施する。	76
68	3	1	2		(3)市長による体制の変更 <u>他の市町村において、武力攻撃災害と思われる災害が発生した場合等において、……、国民保護措置の実施の必要があると認められる場合、市長は、(1)及び(2)の定めによらず必要な体制を整備し、必要な措置を実施することができる。(P. 69「4 体制整備にあたっての留意事項」「(1) 市長による体制の変更」から移動する。)</u>	76
					(4)国民保護対策本部設置の指定の要請 <u>上記(1)から(3)の場合について、発生した災害等の状況や、実施する必要がある措置などに応じて必要と認められる場合、県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき市として、閣議決定による指定を行うよう要請する。</u>	77

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
69	3	1	3	<p>(1) 国民保護対策本部設置の通知を受けていない場合</p> <p>① 災害が発生していない場合で、市が通報を受けた武力攻撃災害の兆候に対して国が事態認定をした場合、危機管理対策本部において国民保護措置を実施する。</p> <p>② 発生した災害に対して国が事態認定をした場合、災害の状況に応じて危機管理対策本部又は災害対策本部において国民保護措置を実施する。</p> <p>③ ①及び②の場合、県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき市町村として、閣議決定による指定を行うよう要請する。</p>	<p>(1) 国民保護対策本部設置の通知を受けていない場合</p> <p><del>① 災害が発生していない場合で、市が通報を受けた武力攻撃災害の兆候に対して国が事態認定をした場合、危機管理対策本部において国民保護措置を実施する。</del></p> <p><del>② 発生した災害に対して国が事態認定をした場合、災害の状況に応じて危機管理対策本部又は災害対策本部において国民保護措置を実施する。</del></p> <p>② ①及び②の場合、県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき市町村として、閣議決定による指定を行うよう要請する。</p>	77
82	3	2	7	<p>(4) 情報通信手段の機能確認</p> <p>③ 市は、②で把握した支障を生じた情報通信施設について、その状況を直ちに<u>県</u>に連絡する。</p>	<p>(4) 情報通信手段の機能確認</p> <p>③ 市は、②で把握した支障を生じた情報通信施設について、その状況を直ちに<u>東海総合通信局</u>に連絡する。</p>	90

頁	章 節 項	修正前	修正後	頁
83	3 3		<p>2 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</p> <p>(1) 県への措置要請</p> <p>市は、市域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p> <p>(2) 県に対する指定行政機関の長等への措置要請の求め</p> <p>市は、市域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請を行う機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。</p>	91
84	3 3		<p>6 市の行う応援等</p> <p>(1) 他の市町村に対して行う応援等</p> <p>市は、他の市町村から応援の求めがあった場合、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。</p> <p>(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等</p> <p>市は、指定公共機関又は指定地方公共機関が行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求められた場合、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。</p>	92

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
84	3	3	4	<p>(2)あつせんの求め等</p> <p>本項(1)の定めに基づき要請したにもかかわらず、その機関の職員が派遣されない場合で、国民保護措置の実施のために必要があるとき、市は、<u>県を経由して、総務大臣に対し、本項(1)の職員の派遣についてあつせんを求める。</u></p>	<p>(2)あつせんの求め等</p> <p>本項(1)の定めに基づき要請したにもかかわらず、その機関の職員が派遣されない場合で、国民保護措置の実施のために必要があるとき、市は、<u>県知事に対し、本項(1)の職員の派遣についてあつせんを求める。</u></p>	92
86	3	4	1	<p>(5)伝達方法</p> <p>②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生した地域」に該当する場合、サイレンを使用して住民の注意を喚起するとともに、……、可能なものを最大限に活用する。</p>	<p>(5)伝達方法</p> <p>②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生した地域」に該当する場合、サイレンを使用して住民の注意を喚起するとともに、……、可能なものを最大限に活用する。<u>ただし、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生した地域」に該当しない場合は、原則としてサイレンを使用しない。</u></p>	94
90	3	4	3	<p>(5)内閣総理大臣の是正措置</p> <p><u>要避難地域を管轄する県知事が避難の指示を行わない場合、又は国民の生命、身体若及び財産の保護を図るために特に必要があり、事態に照らし緊急を要すると認められる場合として、内閣総理大臣が、市に対して避難の指示を行った場合、……必要な措置を実施する。</u></p>	<p>(5)内閣総理大臣の是正措置</p> <p><u>内閣総理大臣が、国民保護法第56条第1項の規定による指示を行ったにもかかわらず、なお県知事が避難の指示を行わない場合、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るために特に必要があり、事態に照らし緊急を要すると認められる場合として、内閣総理大臣が、市に対して避難の指示を行った場合、……必要な措置を実施する。</u></p>	99
94	3	5	2	<p>(2)放送事業者への放送の要請</p> <p>市は、<u>県知事に避難実施要領を通知する場合、それにあわせて、県知事に対し、放送事業者としての指定公共機関及び指定地方公共機関が、その内容を住民に放送するよう要請することを求める。</u></p>	<p>(2)放送事業者への放送の要請</p> <p>市は、<u>(1)の通知にあわせて、<del>県知事に対し、</del>放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に、その内容を住民に放送するよう要請することを求める。</u></p>	103
94	3	5	3	<p>(4)県国民保護対策本部長への通知</p> <p>市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないとき、<u>直ちに、県国民保護対策本部長にその旨を通知する。</u></p>	<p>(4)県国民保護対策本部長<u>等</u>への通知</p> <p>市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないとき、<u>指定公共機関にあっては武力攻撃事態等対策本部長に、指定地方公共機関にあっては県国民保護対策本部長に、直ちにその旨を通知する。</u></p>	104

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
108 (再掲)	3	6	1	<p>(3) 救援の程度及び方法の基準</p> <p>②救援の程度及び方法の基準に定められている基準では、必要な救援が実施できないと認めるとき、市長は、救援の種類別に必要な事項を整理したうえ、県知事を通じて、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>(3) 救援の程度及び方法の基準</p> <p>②救援の程度及び方法の基準に定められている基準では、必要な救援が実施できないと認めるとき、市長は、救援の種類別に必要な事項を整理したうえ、<del>県知事を通じて</del>厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。</p>	117
109	3	6	2	<p>(4) 物資及び資材の運送の求め</p> <p>④①の定めにより運送の求めを行ったにもかかわらず、……応じないとき、市長は、<u>直ちに県国民保護対策本部長にその旨を通知する。</u></p>	<p>(4) 物資及び資材の運送の求め</p> <p>④①の定めにより運送の求めを行ったにもかかわらず、……応じないとき、市長は、<u>指定公共機関の場合は武力攻撃事態等対策本部長に、指定地方公共機関の場合は県国民保護対策本部長に、直ちにその旨を通知する。</u></p>	118
114	3	6	6	<p>(2) 公用令書の記載事項</p> <p>公用令書には、以下の①から⑧に掲げる事項を記載する。</p> <p>⑦特定物資の収用及び保管命令にあつては、<u>収用又は保管すべき特定物資の種類、数量、収用・保管場所及び期間、土地等の使用にあつては、その所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日</u></p>	<p>(2) 公用令書の記載事項</p> <p>公用令書には、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令(平成16年厚生労働省令第170号)が定める、別記様式第一から第三により、</u>以下の①から⑦に掲げる事項を記載する。</p> <p>⑦特定物資の収用にあつては、<u>収用すべき物資の種類、数量、所在場所及び引渡場所、引渡月日、保管命令にあつては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び保管期間、土地等の使用にあつては、その名称、数量、所在場所及び範囲、期間、引渡月日及び引渡場所</u></p>	123
114	3	6	6	<p>(3) 公用取消令書の交付</p> <p>市長は、本節第4項で定める特定物資の収用及び保管命令、……、その公用令書を交付した者に、以下の①から⑥に掲げる事項を記載した公用取消令書を交付する。</p>	<p>(3) 公用取消令書の交付</p> <p>市長は、本節第4項で定める特定物資の収用及び保管命令、……、その公用令書を交付した者に、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令(平成16年厚生労働省令第170号)が定める別記様式第四により、</u>以下の①から⑥に掲げる事項を記載した公用取消令書を交付する。</p>	123

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
114	3	6	6	(4) 公用令書及び公用取消令書の様式 公用令書及び公用取消令書の様式は、厚生労働省令の定めによる。	削除	124
115	3	6	7	(3) 市職員が立ち入る場所の管理者への通知等 ……管理者に通知する。また、その市職員は、 <u>以下の①から③に掲げる身分証明書のうちいずれかの身分証明書を携帯し、…</u> …、その身分証明書を提示する。 ただし、①及び②は、緊急対処保護措置においては使用できない。 ① 自衛隊の衛生要員等以外の常時または臨時の医療関係者用身分証明書(赤十字標章等に含まれる身分証明書) ② 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書(特殊標章等に含まれる身分証明書) ③ 名古屋市職員証	(3) 市職員が立ち入る場所の管理者への通知等 ……管理者に通知する。また、その市職員は、 <u>名古屋市職員証</u> を携帯し、……、名古屋市職員証を提示する。 <del>ただし、①及び②は、緊急対処保護措置においては使用できない。</del> ① <del>自衛隊の衛生要員等以外の常時または臨時の医療関係者用身分証明書(赤十字標章等に含まれる身分証明書)</del> ② <del>国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書(特殊標章等に含まれる身分証明書)</del> ③ <del>名古屋市職員証</del>	124

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
122	3	6	11	<p>(1) 医療の提供及び助産</p> <p>③他の機関による医療救護班の編成の要請 大規模な武力攻撃災害の発生により、……とともに、医療の実施の要請として、民間の医療機関及び医療関係団体に対し、以下のa)からd)に掲げる事項を書面で示したうえ、医療救護班の設置を要請する。</p>	<p>(1) 医療の提供及び助産</p> <p>③他の機関による医療救護班の編成への協力の要請 大規模な武力攻撃災害の発生により、……とともに、<del>医療の実施の要請として</del>民間の医療機関及び医療関係団体に対し、以下のa)からd)に掲げる事項を書面で示したうえ、医療救護班の編成について協力を要請する。</p>	131
122	3	6	11	<p>(1) 医療の提供及び助産</p> <p>④医療の実施の指示等 市長は、③の定めに基づく要請に対し、要請された民間の医療機関及び医療関係団体が、以下のa)からc)に掲げる事項のいずれかに該当する正当な理由がなく応じない場合、その要請先に対し、医療を行うべきことを書面にて指示する。その場合、医療救護班の配置予定場所周辺の医療関係者に対し、③の定めに基づいて、医療の実施を要請する。 a) 把握している医療関係者が死傷しているため、……医療関係者がいない場合 b) 交通の遮断により、……医療救護班に参加できない場合 c) その他、……正当な理由があると市長が認める場合</p>	<p>(1) 医療の提供及び助産</p> <p>④医療の実施の指示等 市長は、②及び③の定めによっても、十分な医療が提供できないと認める場合、医療救護班の配置予定場所周辺の医療関係者に対し、③の定めに基づいて、医療の実施を要請する。 <del>a) 把握している医療関係者が死傷しているため、……医療関係者がいない場合 b) 交通の遮断により、……医療救護班に参加できない場合 c) その他、……正当な理由があると市長が認める場合</del></p>	131
134 (再掲)	3	6	18	<p>(6) 県知事への応援の求め (3)で把握した児童及び生徒のうち、市において就学できる学校がない者について、市長は、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、その者の就学及びその者への学用品の給与について、応援を求める。</p>	<p>(6) 県知事への応援の求め (3)で把握した児童及び生徒のうち、<u>聾学校や盲学校等</u>、市において就学できる学校がない者について、市長は、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、<del>その者の就学及び</del>その者への学用品の給与について、応援を求める<u>とともに、市教育委員会は、県教育委員会に対し、その者の就学について応援を求める。</u></p>	143

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
138	3	7	1	<p>(2) 避難住民に<u>対して</u>収集及び整理する安否情報</p> <p>② 継続的に収集及び整理する情報</p> <p>①で収集した情報のほか、市が管理する収容施設に滞在する避難住民に関し、……、継続的に収集及び整理する。</p>	<p>(2) 避難住民に<u>関して</u>収集及び整理する安否情報</p> <p>② 継続的に収集及び整理する情報</p> <p>①で収集した情報のほか、<u>避難施設に向け避難する住民及び</u>市が管理する収容施設に滞在する避難住民に関し、……、継続的に収集及び整理する。</p>	147
139	3	7	1	<p>(4) 安否情報の収集・整理方法の考え方</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>	<p>(4) 安否情報の収集・整理方法の考え方</p> <p>① 安否情報の収集は、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号(避難住民及び負傷住民)及び様式第2号(死亡住民)による。</p> <p>② (第3回名古屋市国民保護協議会の審議等に基づく追加) (以下①から④までを③から⑥に2つずつ繰り下げる。)</p>	148
140	3	7	2	<p>(2) 市が管理する収容施設における安否情報の収集</p> <p>① 市が受け入れる避難住民等が他の市町村の住民の場合</p> <p>c) 本節第1項(2)に掲げる安否情報を、<u>あらかじめ定められた様式</u>により収集する。ただし、……提供を受けることができる。</p> <p>② 市が受け入れる避難住民等が本市の住民の場合</p> <p>市が管理する……、以下のa)からe)の定めに基づき、……収集する。</p> <p>c) 本節第1項(2)に掲げる安否情報を、<u>あらかじめ定められた様式</u>により収集する。ただし、……収集することができる。</p> <p>d)</p> <p>e)</p>	<p>(2) 市が管理する収容施設における安否情報の収集</p> <p>① 市が受け入れる避難住民等が他の市町村の住民の場合</p> <p>c) 本節第1項(2)に掲げる安否情報を、<u>安否情報省令第1条に規定する様式第1号</u>により収集する。ただし、……提供を受けることができる。</p> <p>② 市が受け入れる避難住民等が本市の住民の場合</p> <p>市が管理する……、以下のa)からf)の定めに基づき、……収集する。</p> <p>c) 本節第1項(2)に掲げる安否情報を、<u>安否情報省令第1条に規定する様式第1号</u>により収集する。ただし、……収集することができる。</p> <p>d) <u>死亡又は負傷している場合及び、c)の定めに基づき、市職員が収集した安否情報の提供を受ける場合を除き、原則として、避難住民自らが、様式に必要な情報を記載することにより安否情報を収集する。</u></p> <p>(以下d)及びe)を一つずつ繰り下げる)</p>	149

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
144	3	7	2	<p>(10) 市域外の避難先地域における安否情報の収集への協力 本市以外の市町村が管理する避難施設に避難住民を誘導していった市職員は、……、その避難施設を管理する市町村の職員と連携し、……安否情報の収集に協力する。</p> <p>①本市の避難住民等を、……、避難先地域の市町村国民保護計画に基づき、安否情報の収集に協力する。</p> <p>②……、場所などについては、避難先地域を管轄する市町村の職員の指示に従い、収集方法は、避難先地域を管轄する市町村国民保護計画の定めに基づく。</p> <p>③安否情報の収集にあたり、避難先地域を管轄する市町村の職員から立会い等の協力の要請を受けた場合、直ちに……協力する。</p>	<p>(10) 市域外の避難先地域における安否情報の収集への協力 本市以外の市町村等が管理する避難施設に避難住民を誘導していった市職員は、……、その避難施設を管理する都道府県又は市町村の職員と連携し、……安否情報の収集に協力する。</p> <p>①本市の避難住民等を、……、避難先地域を管轄する都道府県又は避難先地域の市町村の国民保護計画に基づき、安否情報の収集に協力する。</p> <p>②……、場所などについては、避難先地域を管轄する都道府県又は避難先地域の市町村の職員の指示に従い、収集方法は、避難先地域を管轄する都道府県又は避難先地域の市町村の国民保護計画の定めに基づく。</p> <p>③安否情報の収集にあたり、避難先地域を管轄する都道府県又は避難先地域の市町村の職員から立会い等の協力の要請を受けた場合、直ちに……協力する。</p>	153
144	3	7	3	<p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>①安否情報の照会窓口の設置</p> <p>a)</p> <p>b)</p> <p>c)</p>	<p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>①安否情報の照会窓口の設置</p> <p>a)</p> <p>:</p> <p>d) その他</p> <p>必要に応じ、市役所、区役所及び区役所支所</p>	153
159	3	8	10	<p>(3) 危険物質等の取扱者に対する措置の命令</p> <p>①</p> <p>a) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>消防法第12条の3</p>	<p>(3) 危険物質等の取扱者に対する措置の命令</p> <p>①</p> <p>a) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>消防危険物は消防法第12条の3</p>	168

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
160	3	8	12	<p>(1) 対処の原則</p> <p>市域内で発生したNBC攻撃に伴う災害への対処について、… …、国による基本的な方針を踏まえた県知事からの必要な協力の要請があった場合、市長は、県及び関係機関と連携し、初動時における応急措置その他の必要な措置を実施する。</p>	<p>(1) 対処の原則</p> <p>市域内で発生したNBC攻撃に伴う災害への対処について、… …、国による基本的な方針を踏まえた県知事からの必要な協力の要請があった場合、市長は、県及び関係機関と連携し<del>て</del>、<del>初動時における応急措置その他の</del>必要な措置を実施する。</p>	169
163	3	8	12	<p>(6) 土地への立入り</p> <p>②その土地等に立ち入ろうとする市職員は、<u>以下のa)からc)に掲げる身分証明書</u>を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、その身分証明書を提示する。ただし、①及び②は、緊急対処保護措置においては使用できない。</p> <p>a) 自衛隊の衛生要員等以外の常時または臨時の医療関係者用身分証明書(赤十字標章等に含まれる身分証明書)</p> <p>b) 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書(特殊標章等に含まれる身分証明書)</p> <p>c) 名古屋市職員証</p>	<p>(6) 土地への立入り</p> <p>②その土地等に立ち入ろうとする市職員は、<u>名古屋市職員証</u>を携帯し、関係人の請求があるときは、それを提示する。<del>ただし、①及び②は、緊急対処保護措置においては使用できない。</del></p> <p>a) <del>自衛隊の衛生要員等以外の常時または臨時の医療関係者用身分証明書(赤十字標章等に含まれる身分証明書)</del></p> <p>b) <del>国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書(特殊標章等に含まれる身分証明書)</del></p> <p>e) <u>名古屋市職員証</u></p>	172
175	3	12	5	<p>(1) 緊急車両の事前届出</p> <p>市は、県警察が定める事前届出・確認制度に基づき、国民保護措置の実施に必要となる車両を、緊急通行車両として県公安委員会(県警察)に事前に届け出て確認を受ける。</p>	<p>※(P. 49)「5(3)緊急通行車両の事前届出」に移動</p>	184
180	4	1	6	<p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>②①に掲げる措置を実施しても、その通信機器になお障害がある場合、速やかにその状況を<u>県</u>に連絡する。</p>	<p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>②①に掲げる措置を実施しても、その通信機器になお障害がある場合、速やかにその状況を<u>東海総合通信局</u>に連絡する。</p>	190

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁								
182	4	3	1	<p>(4)国への負担金の請求</p> <p>③市職員の給料及び以下に掲げる手当を除く市職員の手当  扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当、産業教育手当、退職手当  ※市職員の給料は市の負担とされている。</p>	<p>(4)国への負担金の請求</p> <p>③<del>市職員の給料及び</del>以下に掲げる手当を除く市職員の手当  扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当、産業教育手当、退職手当  <del>※市職員の給料は市の負担とされている。</del>  ※なお、国民保護法施行令第48条に定められている手当のうち、「特地勤務手当」「へき地手当」「寒冷地手当」「特定任期付職員業績手当」「任期付研究員業績手当」「農林漁業普及指導手当」については、本市においては定めていない。</p>	192								
192				<p>図(No. 3-5-2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">市による主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成</li> <li>○ 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導</li> <li>○ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請</li> <li>○ 運送事業者である指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	市による主な措置			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成</li> <li>○ 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導</li> <li>○ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請</li> <li>○ 運送事業者である指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め</li> </ul>	<p>図(No. 3-5-2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">市による主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成</li> <li>○ 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導</li> <li>○ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請</li> <li>○ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	市による主な措置			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成</li> <li>○ 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導</li> <li>○ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請</li> <li>○ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め</li> </ul>	
市による主な措置														
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成</li> <li>○ 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導</li> <li>○ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請</li> <li>○ 運送事業者である指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め</li> </ul>													
市による主な措置														
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成</li> <li>○ 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導</li> <li>○ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請</li> <li>○ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め</li> </ul>													

4 関係機関等からの指摘に基づく修正

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁																																
—	—	—	—		計画素案に掲載する前書に、この計画が万が一に備えるものであることを記載する。																																	
7	1	4	4	<p>(2) 損失補償等の対象となる事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>章節項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失補償(法第159条①関係)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用(応急公用負担)に伴う損失補償(警察官若しくは海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官によるものを含む。)</td> <td>3-8-7</td> </tr> <tr> <td>実費弁償(法第159条②関係)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市からの要請及び指示により、医療を行った医療関係者に対する実費弁償</td> <td>3-6-11</td> </tr> <tr> <td>損害補償等(法第160条①関係)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害補償等(法第160条②関係)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	章節項	損失補償(法第159条①関係)		武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用(応急公用負担)に伴う損失補償(警察官若しくは海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官によるものを含む。)	3-8-7	実費弁償(法第159条②関係)		市からの要請及び指示により、医療を行った医療関係者に対する実費弁償	3-6-11	損害補償等(法第160条①関係)		損害補償等(法第160条②関係)		<p>(2) 損失補償等の対象となる事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>章節項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失補償(法第159条①関係)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用(応急公用負担)に伴う損失補償(警察官若しくは海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官によるものを含む。)</td> <td>3-8-7</td> </tr> <tr> <td>消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあるとして、警察官がい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ない場合に消防吏員が行った、災害対策基本法第76条の3第4項の規定の準用による、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のための、車両その他の物件の破損</td> <td>3-12-3</td> </tr> <tr> <td>実費弁償(法第159条②関係)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市からの要請及び指示により、医療を行った医療関係者に対する実費弁償</td> <td>3-6-11</td> </tr> <tr> <td>損害補償等(法第160条①関係)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害補償等(法第160条②関係)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	章節項	損失補償(法第159条①関係)		武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用(応急公用負担)に伴う損失補償(警察官若しくは海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官によるものを含む。)	3-8-7	消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあるとして、警察官がい		ない場合に消防吏員が行った、災害対策基本法第76条の3第4項の規定の準用による、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のための、車両その他の物件の破損	3-12-3	実費弁償(法第159条②関係)		市からの要請及び指示により、医療を行った医療関係者に対する実費弁償	3-6-11	損害補償等(法第160条①関係)		損害補償等(法第160条②関係)		7
事 項	章節項																																					
損失補償(法第159条①関係)																																						
武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用(応急公用負担)に伴う損失補償(警察官若しくは海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官によるものを含む。)	3-8-7																																					
実費弁償(法第159条②関係)																																						
市からの要請及び指示により、医療を行った医療関係者に対する実費弁償	3-6-11																																					
損害補償等(法第160条①関係)																																						
損害補償等(法第160条②関係)																																						
事 項	章節項																																					
損失補償(法第159条①関係)																																						
武力攻撃災害発生時等における他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木等の物件の使用若しくは収用(応急公用負担)に伴う損失補償(警察官若しくは海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官によるものを含む。)	3-8-7																																					
消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあるとして、警察官がい																																						
ない場合に消防吏員が行った、災害対策基本法第76条の3第4項の規定の準用による、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のための、車両その他の物件の破損	3-12-3																																					
実費弁償(法第159条②関係)																																						
市からの要請及び指示により、医療を行った医療関係者に対する実費弁償	3-6-11																																					
損害補償等(法第160条①関係)																																						
損害補償等(法第160条②関係)																																						

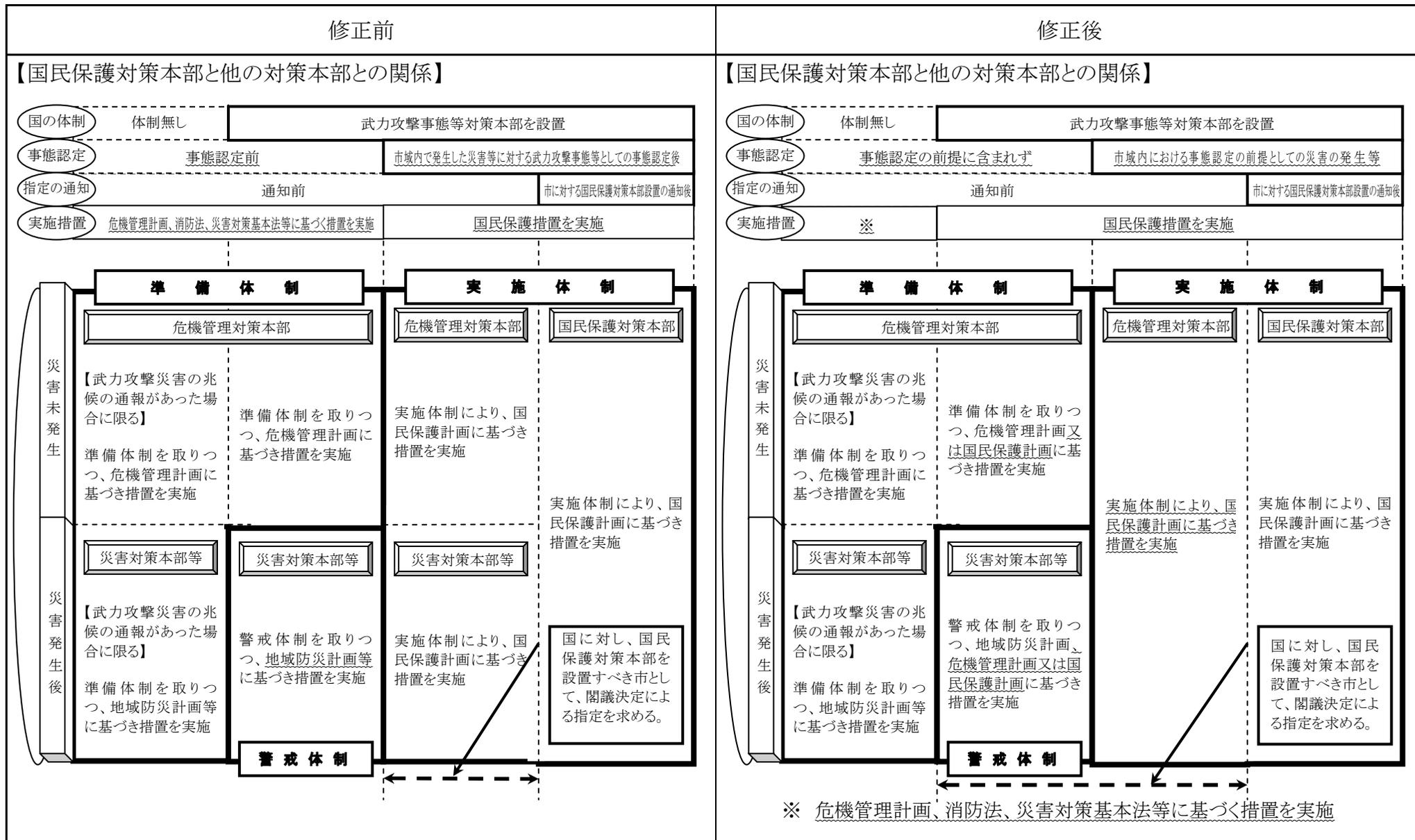
頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
29 (再掲)	2	1			第2章第2節第3項(3)「消防機関の連絡体制の整備」①「消防団との連携」を、第2章第1節に移動し、8「消防団の職務」として一項追加する。	
31 (再掲)	2	2	3	(3) 消防機関の連携体制の整備 ① 消防団との連携 消防団は、……、避難住民の誘導や武力攻撃災害への対処などの役割を担うことになることから、市は、……、消防団との連携体制の整備に努める。	8 消防団の職務 消防団は、国民保護措置に関して、本市の消防長又は消防署長の所轄の下で、避難住民の誘導や武力攻撃災害への対処などの役割を担うことになるため、国民保護措置に関する訓練に可能な限り参加するとともに、国民保護措置の実施に必要な事項を市とともに検討する。 また、市も、消防団に対し、国民保護措置に関する情報を積極的に提供するとともに、国民保護措置に関する訓練に参加できるよう配慮するなど、平素より、市及び消防団相互の連携体制の整備に努める。	37
34	2	4	1	住民の避難に関する措置において、 <u>市長が伝達及び通知するのは、以下の①から④に掲げる警報等とされている。</u>	住民の避難に関する措置において、 <u>市長は、以下の①から④に掲げる警報等を伝達及び通知する。</u>	42
41	2	6	1	(4) 研修機関における研修の活用 国民保護措置に対して知見を有する市職員を育成するため、市以外の研修機関が実施する研修課程を有効に活用するなど、市職員の研修機会の確保に努める。	(4) 留意事項 ① 国民保護措置に対して知見を有する市職員を育成するため… ② (国民保護協議会の審議等に基づく修正) ③ (パブリックコメントの実施結果に基づく修正) ④ 新たな機器やシステム等が導入された場合、それらに適切に対応できるよう、速やかに必要な研修を実施するよう努める。	49
43	2	7	1	⑩ 飲料水の確保に係る資料 <u>井戸(地下水専用水道を含む。)</u> など、飲料水の確保に係る資料	⑩ 飲料水の確保に係る資料 <u>応急給水施設</u> など、飲料水の確保に係る資料	51
51	2	7	7	⑤ 避難住民の受け入れ中継場所としての「避難受入中継場所」 市が避難先地域又は避難経路となっている場合に、避難住民が受入避難施設に到着するまでの間、……、「避難受入中継場所」とする。	⑤ 避難住民の受け入れ中継場所としての「避難受入中継場所」 市が避難先地域又は避難経路となっている場合に、避難住民が受入避難施設 <u>又は市域外</u> に到着するまでの間、……、「避難受入中継場所」とする。	59

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁																																																								
55	2	8	4	<p>4 市職員等の配置</p> <p>(1)原則的な配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配置場所等</th> <th>市職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>国民保護対策本部</td> <td>本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>救援物資等を運送する運送用市バス</td> <td>市職員としての運転士 (交通局長が指定)</td> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td>市職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">B</td> <td>受入避難施設の運営</td> <td>市職員</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>供給センター</td> <td>市職員、薬剤師</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td>市職員、医師、看護師、薬剤師</td> </tr> <tr> <td>被災者の捜索及び救助</td> <td>市職員、医師、看護師</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>死体運送</td> <td>市職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配置場所等	市職員等	A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)	：	：	救援物資等を運送する運送用市バス	市職員としての運転士 (交通局長が指定)	火葬場	市職員	B	受入避難施設の運営	市職員	：	：	供給センター	市職員、薬剤師	救護班	市職員、医師、看護師、薬剤師	被災者の捜索及び救助	市職員、医師、看護師	：	：	死体運送	市職員	<p>4 市職員等の配置</p> <p>(1)原則的な配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配置場所等</th> <th>市職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>国民保護対策本部</td> <td>本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>救援物資等を運送する運送用市バス</td> <td>市職員としての運転士 (交通局長が指定)</td> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td>市職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">B</td> <td>受入避難施設の運営</td> <td>市職員</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>供給センター</td> <td>市職員、薬剤師</td> </tr> <tr> <td>救援物資等を運送する運送用市バス</td> <td>市職員</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td>市職員、医師、看護師、薬剤師</td> </tr> <tr> <td>被災者の捜索及び救助</td> <td>市職員、医師、看護師</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>死体運送</td> <td>市職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配置場所等	市職員等	A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)	：	：	救援物資等を運送する運送用市バス	市職員としての運転士 (交通局長が指定)	火葬場	市職員	B	受入避難施設の運営	市職員	：	：	供給センター	市職員、薬剤師	救援物資等を運送する運送用市バス	市職員	救護班	市職員、医師、看護師、薬剤師	被災者の捜索及び救助	市職員、医師、看護師	：	：	死体運送	市職員	62
区分	配置場所等	市職員等																																																												
A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)																																																												
	：	：																																																												
	救援物資等を運送する運送用市バス	市職員としての運転士 (交通局長が指定)																																																												
	火葬場	市職員																																																												
B	受入避難施設の運営	市職員																																																												
	：	：																																																												
	供給センター	市職員、薬剤師																																																												
	救護班	市職員、医師、看護師、薬剤師																																																												
	被災者の捜索及び救助	市職員、医師、看護師																																																												
	：	：																																																												
死体運送	市職員																																																													
区分	配置場所等	市職員等																																																												
A	国民保護対策本部	本部長、副本部長、本部員 (市長が任命する。)																																																												
	：	：																																																												
	救援物資等を運送する運送用市バス	市職員としての運転士 (交通局長が指定)																																																												
	火葬場	市職員																																																												
B	受入避難施設の運営	市職員																																																												
	：	：																																																												
	供給センター	市職員、薬剤師																																																												
	救援物資等を運送する運送用市バス	市職員																																																												
	救護班	市職員、医師、看護師、薬剤師																																																												
	被災者の捜索及び救助	市職員、医師、看護師																																																												
	：	：																																																												
死体運送	市職員																																																													
70	3	2	1	<p>(2)国民保護対策本部の開設</p> <p>①市長が国民保護対策本部を設置した場合、市は、庁内に国民保護対策本部を開設するとともに、直ちに国民保護措置を開始する。</p>	<p>(2)国民保護対策本部の開設</p> <p>①市長が国民保護対策本部を設置した場合、市は、<u>東庁舎8階に国民保護対策本部を開設するとともに、直ちに国民保護措置を開始する。ただし、武力攻撃事態の現状等により、それ以外の場所に設置することもできる。</u></p>	78																																																								

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
83	3	3	2	(2) 防衛庁長官への連絡 通信の途絶等により、県知事に対して国民保護等派遣の要請の求めができない場合、市長は、 <u>市域を担当区域とする地方連絡部長等</u> を通じて、……、防衛庁長官に連絡する。	(2) 防衛庁長官への連絡 通信の途絶等により、県知事に対して国民保護等派遣の要請の求めができない場合、市長は、 <u>自衛隊愛知地方協力本部長又は市国民保護協議会の委員である隊員</u> を通じて、……、防衛庁長官に連絡する。	92
86	3	4	1	(7) 警報の解除	(7) <u>名古屋港内における伝達への協力</u> <u>国民保護法に基づき関係機関が実施する、名古屋港内にある者への警報の内容の伝達について、市は、必要に応じて関係機関に協力する。</u> (8) 警報の解除	95
89	3	4	3	(2) 市域内に要避難地域がある場合等の避難の指示の取扱い ④ 避難住民の誘導等の実施	(2) 市域内に要避難地域がある場合等の避難の指示の取扱い ④ <u>名古屋港内における伝達への協力</u> <u>国民保護法に基づき関係機関が実施する、名古屋港内にある者への避難の指示の内容の伝達について、市は、必要に応じて関係機関に協力する。</u> ⑤ 避難住民の誘導等の実施	98
98	3	5	6	(1) 避難住民の受入れのための誘導 ① 鉄道及び船舶で避難してくる避難住民については、……、その受入れ鉄道駅等に市職員及び消防団員を配置するとともに、バスにより、……、避難住民を運送する。	(1) 避難住民の受入れのための誘導 ① 鉄道及び船舶で避難してくる避難住民については、……、その受入れ鉄道駅等に市職員及び消防団員を配置するとともに、 <u>徒歩又は</u> バスにより、受入れ鉄道駅等から市が管理する受入避難施設まで、避難住民を運送する。	107
101	3	5	10	(1) 避難住民等への協力の要請 (2) 要請にあたっての遵守事項 ③ 要請に応じて協力することになった避難住民その他の者に対して、赤十字標章等交付等要綱に基づき特殊標章等を交付し着用させるとともに、協力の終了後、その特殊標章等を速やかに回収する。	(1) 避難住民等への協力の要請 <u>⑥ 避難にあたっての必要な情報の住民への伝達</u> (2) 要請にあたっての遵守事項 ③ 要請に応じて協力することになった避難住民その他の者に対し、 <u>状況に応じて</u> 、赤十字標章等交付等要綱に基づき特殊標章等を交付し着用させるとともに、協力の終了後、その特殊標章等を速やかに回収する。	110

頁	章	節	項	修正前	修正後	頁
149	3	8	4	<p>(1)退避の指示</p> <p>②退避の指示に伴う措置</p> <p>a)市長は、……、その内容を速やかに住民に伝達する。また、放送事業者である指定地方公共機関に<u>対してその内容を連絡する。</u></p>	<p>(1)退避の指示</p> <p>②退避の指示に伴う措置</p> <p>a)市長は、……、その内容を速やかに住民に伝達する。また、放送事業者である<u>指定公共機関及び</u>指定地方公共機関に、<u>その内容を放送するよう要請する。</u></p>	158
172	3	11	2	<p>(1)被災児童及び生徒に対する教育</p> <p>③被災児童及び生徒の就学援助等</p> <p>被災児童及び生徒の就学援助等に関し、……、以下のa)からg)に掲げる事項となっている。</p> <p>a)<u>教科書及び学用品の支給(本章第6節第18項に基づくものをいう)</u></p> <p>b)<u>奨学金の貸与</u></p> <p>c)<u>学校給食物資の確保及び非常時における給食の実施</u></p> <p>d)<u>被災地から一時的に転校する生徒及び児童に対する転編入学の受入れ</u></p> <p>e)<u>学校施設等の状況に応じた応急教育の実施</u></p> <p>f)<u>教職員の被災に伴う補充措置</u></p> <p>g)<u>卒業、入学試験、就職活動に対する措置</u></p> <p>※授業料の減免については、地域防災計画の定めを参考に、必要に応じて実施する。</p>	<p>(1)被災児童及び生徒に対する教育</p> <p>③被災児童及び生徒の就学援助等</p> <p>被災児童及び生徒の就学援助等に関し、……、以下のa)からf)に掲げる事項となっている。</p> <p>a)<u>避難先での教育の確保</u></p> <p>b)<u>教育研究活動に関する応急措置に対する援助</u></p> <p>c)<u>学校給食に関する措置</u></p> <p>d)<u>児童生徒等の転編入学等に関する措置</u></p> <p>e)<u>教職員の補充措置</u></p> <p>f)<u>卒業、入学試験、就職活動に対する措置</u></p> <p>※授業料の減免については、地域防災計画の定めを参考に、必要に応じて実施する。</p>	181
				「区政協力委員」及び「災害対策委員」を「区政協力委員(災害対策委員)」とし、計画内容全般を整理		—
				「民生委員」を「民生委員児童委員」とし、計画内容全般を整理		—

(別添)【国民保護対策本部と他の対策本部との関係】



… は じ め に …

平成16年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が成立しました。この法律は、万が一、武力攻撃事態（武力攻撃）や緊急処理事態（大規模テロ）といった不測の事態に至ってしまった場合において、国民の生命、身体、財産を守るため、国を始め、地方公共団体や指定公共機関等の関係機関が、責務として取り組むべき事項を定めたものとなっています。

地震等の自然災害と同じく、武力攻撃事態や緊急処理事態において発生した災害から、住民の生命、身体、財産を守ることは名古屋市の責務であるとされ、その考えに基づき、名古屋市は、国民保護法やジュネーブ条約などの国際人道法の規定を踏まえ、平成19年3月、国民保護計画を作成しました。

名古屋市は、万が一、武力攻撃事態や緊急処理事態に至ってしまった場合、国民保護計画などに基づき、基本的人権を十分に尊重しながら、住民の皆様の安全確保を目的として、避難誘導や救援、発生した災害への対処といった国民保護に取り組むこととしています。これを、的確かつ迅速に実施するためには、住民の皆様のご協力が不可欠であると考えています。

名古屋市は、昭和38年に市議会で議決された平和都市宣言の理念に基づき行政運営に取り組んでいます。平和な社会の実現は人類に共通の願いです。しかし、紛争やテロといった惨事は国際社会の中で後を絶ちません。国民保護計画は、不測の事態に備えるという意味において必要なものであると考えています。その趣旨をご理解いただき、住民の皆様のご協力をお願いいたします。

## ～ 名古屋市国民保護計画作成の経緯 ～

《平成14年》

4月	武力攻撃事態対処法案が第154回通常国会へ提出される。(16日)
----	----------------------------------

《平成15年》

5月	武力攻撃事態対処法案が衆議院で可決される。(第156回通常国会)(15日)
6月	武力攻撃事態対処法案が参議院で可決される。(6日)
	武力攻撃事態対処法が公布・施行される。(13日)

《平成16年》

3月	国民保護法案が第159回国会に提出される。(9日)
5月	国民保護法案が衆議院で可決される。(20日)
6月	国民保護法案が参議院で可決される。(14日)
	国民保護法が公布される。(18日)
9月	国民保護法が施行される。(17日)

《平成17年》

3月	愛知県国民保護協議会条例等が公布・施行される。(22日)
	国民保護に関する基本指針が閣議決定される。(25日)
	都道府県国民保護モデル計画が公表される。(31日)
8月	第1回愛知県国民保護協議会が開催される。(23日)
10月	第2回愛知県国民保護協議会が開催される。(19日)
12月	第3回愛知県国民保護協議会が開催される。(22日)

《平成18年》

1月	市町村国民保護計画が公表される。(31日)
	避難実施要領のパターン作成に当たって(避難マニュアル)が公表される。 (31日)
2月	愛知県国民保護計画が公表される。(1日)
3月	名古屋市国民保護対策本部及び名古屋市緊急対処事態対策本部条例を施行する。 (28日)
4月	名古屋市国民保護協議会条例を施行する。(1日)
6月	第1回名古屋市国民保護協議会を開催する。(5日)
7月	第2回名古屋市国民保護協議会を開催する。(18日)
	名古屋市国民保護計画素案を公表する。(18日)
8月	第3回名古屋市国民保護協議会を開催する。(21日)
9月	パブリックコメントを実施する。(11日から11月2日までの53日間実施)
12月	第4回名古屋市国民保護協議会を開催する。(13日)
	名古屋市国民保護計画案が答申される。(13日)